

法改正のはざまに揺れる現場

4月以前の事例に遡及なし

今年4月に施行する改正廃棄物処理法では、特に悪質な違反を除き、許可を取り消された法人の役員が業務する他の法人に遡及しないように欠格要件の規定が合理化される。悪質性が重大でない場合とは、▽道路交通法などの他法に違反した薬物刑、罰金▽廃棄物処理法で刑罰が軽い違法▽破壊、なすを想定しているが、他の規定も同様に改正前の事例には遡及（さきさき）しない。倒産などが要因となった許可の取り消しも相次ぐ中、法改正のはざまに苦慮する事業者、自治体は少なくない。（関連記事一面に掲載）

破産による連鎖も相次ぐ

2008年11月、コンクリート塊の破砕事業を行うA社の処分業許可が取り消された。

A社の社長（当時）が役員を務めていた別の建設会社が同年4月、破産手続きを開始。これが廃棄物処理法の欠格要件に該当し、この建設会社が取得していた産業廃棄物処分業許可が取り消された。

A社は、力所の自治体で処分業許可を取得していたが、相次いで取り消されている。

今回の改正では、廃棄物処理法の悪質性が高い場合は一次連鎖、重なる場合は欠格要件の規定の合理化が図られる。

そもそも欠格要件に関する議論の背景には、「従来は家族経営を併せている中小零

細企業が多かった産業廃棄物処理業界において、製造事業者等の参入等を要機として、経営の大規模化、多角化、経営多様化などが今後進む可能性が生じている（中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会資料）という指摘がある。

だが同省は「廃棄物処理法に限らず、法改正があった場合は経過措置を設けることができるが、改正前の事例にさかのぼることはできない。法治国家である以上、法が適用される以上、その見解を示している。設置許可を取り消さない」としている。

設置許可を取り消さない

昨年12月、ある中核市でB社の産業廃棄物収集運搬業許可が取り消された。

これはB社が昨年11月、破産手続きを開始したことから、欠格要件に該当したもので、役員（社長）の兼任で同じ市内にある別法人のC社の収集運搬業許可が取り消された。

B社は隣県でも収集業の許可は年明けに公

表（行政処分は12月16日付け）された。別の県だが、これは最終処分場の許可となる。この県担当者は埋め立ては終了しており、昨年11月に業許可は返上されている。ただし、施設の設置許可は残っている状況。廃止に向けた維持管理を行わなければならない（取り消しがない）なるかは分からないという。

設置者が不在となつた最終処分場について、産業廃棄物処理制度専門委員会でも議論が挙がった。

同委員会の最終報告には、「最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者およびその役員、破産管理人等に、管理する必要がある状態となるまで基準に従った継続的な管理を行わせるべき」とある。

また、「適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能にする」とも、維持管理積立金を積み立てな

維持管理積立金を積み立てな

この県では設置許可を取り消すことができない

この県では設置許可を取り消すことができない